

平成29年10月診療分から

こども医療費助成制度を 拡充します

	助成方法		所得制限
	未就学児	小中学生	
平成29年9月 診療分まで	現物給付	償還払い (診療月ごとに1,000円の自己負担金あり)	あり
平成29年10月 診療分から	↓ 現物給付(自己負担金なし)		↓ なし

【助成方法について】…未就学児・小学生・中学生ともに「現物給付」となります。

現物給付とは、「受給資格証」と「福祉医療費請求書(ピンク色の用紙)」を医療機関等の窓口で使用することで、医療費の支払いに代えることができる方法です。0歳は県内、1歳以上は市内の医療機関等で使用できます。それ以外の医療機関等で受診された場合は、一旦医療費をお支払いいただいた後、富山市に請求する方法(償還払い)となります。

【対象となる医療費】…保険診療の自己負担分(食事療養費は除く)

次の医療費には、福祉医療費請求書(ピンク色の用紙)は使用しないでください。

保険診療のうち、

- ・学校や保育所等の管理下における災害により、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用された医療費
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度、重度心身障害者医療費助成制度の対象となる医療費
- ・ご加入の健康保険から支給される高額療養費や附加給付金の額に相当する医療費
(入院等で医療費が高額になる場合には、「限度額適用認定証」を福祉医療費請求書と併せてご利用ください。
「限度額適用認定証」については、ご加入の健康保険にお問い合わせください。)

助成を受けるためには、事前の受給資格登録が必要です。

《事前の受給資格登録が必要な方》

- ・平成29年6月中に申請書を送付しますので、期限までに申請書の提出をお願いします。
- ・平成29年5月16日以降に住民登録をされたお子様は、住民登録のお手続きと併せて「富山市こども医療費受給資格登録申請」をしていただきます。

◎次の方は事前の受給資格登録は不要です。

平成29年5月15日現在、受給資格証をお持ちの方 (有効期間が平成29年9月末日までのもの)	平成29年9月中に新しい「受給資格証」及び「福祉医療費請求書」を送付します。	印字内容をご確認いただき、変更が必要な場合は届出てください。
平成26年10月1日から平成29年5月15日までに償還払いの申請をしたことがある小中学生(※注)	平成29年6月中に「受給資格証」及び「福祉医療費請求書」を送付します。	

(※注)養育者の所得が、富山市こども医療費助成制度の所得制限限度額を超過している等の理由で、事前の受給資格登録が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

受付窓口

こども福祉課、各行政サービスセンター、各地区センター(中核型含む)、とやま市民交流館(CiC3階)

(お問い合わせ先)

富山市こども家庭部 こども福祉課 TEL443-2249

大沢野行政サービスセンター地域福祉課 TEL467-5830

大山行政サービスセンター地域福祉課 TEL483-1214

八尾行政サービスセンター地域福祉課 TEL455-2461

婦中行政サービスセンター地域福祉課 TEL465-2114

平成29年6月1日

医療機関各位

富山市長 森 雅志
(公 印 省 略)

「富山市子ども医療費助成」制度の改正について（ご案内）

梅雨の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
 日ごろから本市の福祉行政について格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、富山市に住民登録をしている未就学児に対し行っている「福祉医療費請求書（ピンク色の用紙）」を用いた医療費助成について、本年10月診療分から、小・中学生まで拡充することといたします。（詳細については裏面をご覧ください。）

つきましては、医療費の請求方法について、下記のとおり取り扱っていただきますようお願いいたします。

あわせて、市民の方へ広く周知を図るため、ポスター及びリーフレットを作成しましたので、窓口等で掲示していただきますようお願いいたします。

記

1 制度改正の内容

	改正前			改正後		
	助成方法	所得制限	自己負担金	助成方法	所得制限	自己負担金
未就学児	現物給付 (償還払い※)	あり	なし	現物給付 (償還払い※)	なし	なし
小・中学生	償還払い		1,000円 (/診療月)			

※0歳児は県外、1歳からは市外での診療分が償還払いとなります。

2 各医療機関における医療費の請求方法

	請求方法	
	改正前	改正後
未就学児	「福祉医療費請求書」を使用し、国保連合会を通して富山市に請求 受診者に請求	「福祉医療費請求書」を使用し、国保連合会を通して富山市に請求
小・中学生		







3 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度との関係について

学校や保育所等の管理下における災害により、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用された診療につきましては、「子ども医療費助成」の対象となりません。

「医療等の状況」を作成される場合は、「福祉医療費請求書」（ピンク色の用紙）を使用しないようお願いいたします。

(担当) こども福祉課こども医療係
TEL 443-2249

こども医療費助成制度の概要 (部分が、平成 29 年 10 月以降の改正内容)

	未就学児	小中学生
助成対象	入院・通院	入院・通院
助成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現物給付 ・償還払い <p>※0歳児は県内、1歳～未就学児は市内診療のみ現物給付。それ以外での診療は償還払。</p> <p>＜現物給付とは＞ 「受給資格証」及び「福祉医療費請求書」を医療機関等の窓口で使用することで、医療費の支払いに代えることができる方法。 出生、転入等により富山市に住民登録をする場合や、他の制度から移行する場合（ひとり親医療、重度心身障害者医療、生活保護等での助成が受けられなくなった場合）に、「富山市こども医療費受給資格登録申請書」と必要書類を提出することで、後日郵送にて「受給資格証」及び「福祉医療費請求書」が送付される。</p> <p>＜償還払いとは＞ 医療機関等の窓口で一旦医療費を支払った後、富山市に請求する方法。 富山市の窓口にて、「富山市こども医療費（療養費払）助成申請兼請求書」と領収書等を提出することで、申請月の翌月末に指定の銀行口座に医療費が振り込まれる。（医療費が高額な場合、入金まで3～4ヶ月かかることがある。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現物給付 ・償還払い <p>※市内診療のみ現物給付。それ以外での診療は償還払。</p>
所得制限		
自己負担金	なし	<p></p> <p>※平成 29 年 9 月診療分までは、通院の場合、診療月ごとに1,000円の自己負担金あり。</p>
助成内容	<p>保険診療の自己負担分（食事療養費は除く）</p> <p>※高額療養費や附加給付金等が支給される場合は、それを除いた金額を助成。 ※学校や保育所等の管理下における災害により、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用された場合は、助成対象外。</p>	
申請受付窓口	こども福祉課、各行政サービスセンター、各地区センター（中核型含む）、とやま市民交流館（CIC3階）	
受給資格証の有無	あり	
福祉医療費請求書の有無	あり	
時効	償還払いで申請する場合は、保険診療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内。	